

平成20年第5回定例会

階上町議会会議録

平成20年9月9日 開会
平成20年9月12日 閉会

階上町議会

平成20年第5回階上町議会定例会

議事日程第1号

平成20年9月9日 午前10時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 百目木和俊君	2番 大江和夫君
3番 林貢君	4番 浜谷政己君
5番 加藤祐君	6番 重文字勝義君
7番 鹿原章男君	8番 石川清人君
9番 山田恵治君	10番 土橋信夫君
11番 郷州公典君	12番 畑中弘實君
13番 木村勝彦君	14番 松森蒿君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長 浜谷豊美君	副町長 高谷清孝君
教育長 村上富士夫君	総務課長 浜谷義勝君

町民課長	寅谷信廣君	保健福祉課長	上博文君
産業建設課長	中村豊志君	教育課長	高橋信一君
会計管理者	小沢勝君	総務GL	田中昇君
企画財政GL	沼沢範雄君	税務GL	南正人君
戸籍住民GL	上野文生君	健康増進GL	梨子謙一君
福祉GL	木村良三君	産業振興GL	荻ノ沢甚逸君
土木建設GL	佐京孝信君	農業委員会 事務局 局長	川向達人君
教育GL	池田隆君	代表監査委員	志民安之助君

職務のための出席者

議会事務局長	浜谷操君	総務課総括主幹	地代所康二君
総務課総括主幹	引敷林広貴君		

開会の宣告

午前 10 時 01 分

開議の宣告

午前 10 時 01 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 20 年第 5 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、10 番土橋信夫君、11 番郷州公典君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 この際、認定第1号 平成19年度決算の認定についての件から議案第16号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件まで、19件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに、平成20年第5回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

認定第1号 平成19年度決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成19年度決算の認定に付す案件は、一般会計と5つの特別会計合わせて6件であります。

それでは始めに、平成19年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入額は、53億9,147万8,419円で、歳出額は、51億7,404万6,552円となりました。

これにより歳入歳出差引額は、2億1,743万1,867円となりますが、平成19年度から平成20年度への繰越事業である保育所施設整備補助金及び河川等災害復旧事業に係る3,626万6千円の一般財源分がございますので、実質収支額は、1億8,116万5,867円となります。

この実質収支額のうち地方自治法の規定に基づく基金への積立額を1億円としたことにより、平成20年度への繰越額は8,116万5,867円となりました。

歳入を款別に構成比率でみてみますと、地方交付税が 36.7%で最も高く、対前年度比では、1.4 ㇰ ㇰ ㇰ の減となりました。

2 番目は、町税の 20.0%で、対前年度比では、2.1 ㇰ ㇰ ㇰ の増となりました。

3 番目は、国庫支出金の 10.6%で、対前年度比では、2.5 ㇰ ㇰ ㇰ の増となりました。

また自主財源及び依存財源の構成割合をみてみますと、自主財源が 32.3%、依存財源が 67.7%となりました。自主財源では税源移譲の影響により町税の収入額が伸び、依存財源では町債発行額を抑制することにより、前年度より自主財源の構成割合が 5.4 ㇰ ㇰ ㇰ 増えておりますが、依然として依存財源が大きな比重を占めております。

次に歳出を款別に構成比率でみてみますと、民生費が 22.9%で最も高く、対前年度比では、2.0 ㇰ ㇰ ㇰ の増となりました。主なものは、障害者福祉費及び児童福祉費の扶助費、保育所施設整備費補助金、国民健康保険、老人保健及び介護保険特別会計への繰出金等であります。

2 番目は、総務費の 18.6%で、対前年度比では、0.4 ㇰ ㇰ ㇰ の増となりました。主なものは、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、自治振興費、電子計算機管理費等であります。

3 番目は、公債費の 18.3%で、対前年度比では、0.4 ㇰ ㇰ ㇰ の増となりました。

また歳出を性質別に構成比率でみてみますと、人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は、47.1%で、対前年度比では、0.2 ㇰ ㇰ ㇰ の増となりました。

普通建設事業費及び災害復旧事業費等で構成される投資的経費は、15.6%で、対前年度比では、0.7 ㇰ ㇰ ㇰ の減となりました。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、出資金貸付金及び繰出金で構成されるその他の経費は、37.3%で、対前年度比では、0.5 ㇰ ㇰ ㇰ の増となりました。

これらの平成 19 年度決算を踏まえ、当町の財政指数をみてみますと、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は、94.0%で、対前年度比では、2.7 ㇰ ㇰ ㇰ の増となり、依然として財政の硬直化が進んでおります。これは扶助費と公債費の増加によるものであります。

また、地方債現在高は、町債発行額を抑制することで 98 億 9,684 万 3 千円となり、前年度より 2 億 7,487 万 4 千円の減となりました。

歳出については、今後も平成 20 年度から始まった後期高齢者制度などの社会保障施策により、扶助費や繰出金の増加、さらには過去に発行した町債の償還にかか

る公債費の増嵩が予測される一方で、歳入については、税源移譲により平成 19 年度決算で、町税の収入額が増加するなど一定の評価はできますが、国から交付される財源については、平成 20 年度の普通交付税が前年度より増額となったものの、依然として予断を許さない状況にあり、引き続き厳しい財政状況下での行政運営になると想定しております。

今定例会において、地方財政健全化法のもと、健全化判断比率並びに資金不足比率について報告させていただいておりますが、これらの比率が早期健全化基準あるいは財政再生基準に該当しないためにも、財政の健全化は喫緊の課題であると認識しております。

今後とも、これらの比率を引き上げる要因の一つである町債の発行を抑制しながら、さらに平成 21 年度までの計画期間となっている集中改革プランを着実に取り組み、町民と町とが共に地域を支え合い、共に地域サービスを支え合う「協働のまちづくり」を進展できるよう努めてまいります。

次に、平成 19 年度階上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、16 億 8,791 万 7,488 円で、支出済額は 16 億 4,235 万 7,578 円となりました。

これにより歳入歳出差引残額は、4,555 万 9,910 円となり、うち 3 千万円を国保会計財政調整基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税の 5 億 3,977 万 1,793 円、国庫支出金の 4 億 5,675 万 3,662 円、療養給付費等交付金の 2 億 8,189 万 6,053 円、共同事業交付金の 2 億 273 万 66 円で、あわせて歳入総額に占める割合は、87.8%であります。

歳出の主なものは、保険給付費の 10 億 6,182 万 9,122 円、共同事業拠出金の 2 億 1,954 万 7,279 円、老人保健拠出金の 2 億 963 万 2,786 円と介護納付金の 1 億 1,166 万 7,049 円で、あわせて歳出総額に占める割合は 97.6%となりました。

次に、平成 19 年度階上町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、9 億 9,093 万 5,451 円で、支出済額は、9 億 9,076 万 3,925 円で、歳入歳出差引残額は、17 万 1,526 円となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金の 5 億 426 万 4 千円と、国庫支出金の 3

億 1,700 万 3 千円で、歳入総額に占める割合は、82.9%であります。

歳出は、医療諸費が9億8,112万6,538円で、歳出総額に占める割合は、99.0%となりました。

次に、平成19年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、4,155万1,601円で、支出済額は、4,129万2,545円で、歳入歳出差引残額は、25万9,056円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が747万1,032円で歳入総額に占める割合は、18.0%であります。一般会計繰入金は、3,376万7千円で、81.3%となりました。

歳出の主なものは、施設管理費の1,025万4,299円で、歳出総額に占める割合は、24.8%となりました。公債費は3,103万8,246円で75.2%となりました。

次に、平成19年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、7億6,813万9,988円で、支出済額は、7億6,223万4,734円となりました。

これにより歳入歳出差引残額は、590万5,254円となり、うち341万5,572円を介護給付費準備基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金の2億1,970万3,925円、国庫支出金の1億7,165万6,460円、介護保険料の1億4,054万8,476円、繰入金の1億2,552万6千円、県支出金の1億533万2,155円で、歳入総額に占める割合は、99.3%となりました。

歳出は、保険給付費が7億188万5,347円で、歳出総額に占める割合は、92.1%となりました。

次に、平成19年度階上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、9億9,553万8,554円で、支出済額は、9億9,122万3,228円で、歳入歳出差引残額は、431万5,326円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金の4億8,170万円で歳入総額に占める割合は、48.4%であります。一般会計からの繰入金は2,005万6千円で2.0%、町債は4億7,800万円で48.0%となりました。

歳出は、事業費の9億7,395万882円で、歳出総額に占める割合は、98.3%

であります。公債費は 1,727 万 2,346 円で 1.7%となりました。

報告第 1 号 平成 19 年度健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 19 年度の健全化判断比率として算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するものであります。

報告第 2 号 平成 19 年度資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 19 年度の資金不足比率について報告するものであります。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制

定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 2 号 階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行等に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正等に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法の改正等に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 7 号 平成 20 年度階上町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 8,722 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 50 億 9,932 万 6 千円とするものです。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入は、繰入金 1 億 2,949 万 8 千円を減額補正し、地方交付税 1 億 4,418 万 2 千円、繰越金 7,116 万 5 千円、町債 130 万円等を追加補正するものであります。

歳出は、総務費 1,900 万 2 千円、土木費 3,684 万 1 千円、災害復旧費 292 万 5 千円等を追加補正するものであります。

次に第 2 表地方債補正であります。これは、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 8 号 平成 20 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 4,589 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 8,095 万 2 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金 1,055 万 4 千円を減額補正し、療養給付費等交付金 549 万 5 千円、繰入金 3,539 万 6 千円、繰越金 1,555 万 8 千円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、老人保健拠出金 174 万 9 千円、予備費 122 万 7 千円等を減額補正し、後期高齢者支援金等 755 万 5 千円、諸支出金 4,082 万 1 千円等を追加補正するものであります。

議案第 9 号 平成 20 年度階上町老人保健特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 724 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 496 万 4 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰越金 17 万円、諸収入 707 万 4 千円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、諸支出金 519 万 1 千円、予備費 205 万 3 千円を追加補正するものであります。

議案第 10 号 平成 20 年度漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 25 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3,965 万 8 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰越金 25 万 8 千円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、施設管理費に 25 万 8 千円を追加補正するものであります。

議案第 11 号 平成 20 年度階上町介護保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 954 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 6,306 万円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、支払基金交付金 275 万 3 千円、繰入金 430 万 1 千円、繰越金 248 万 8 千円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、予備費 20 万 3 千円を減額補正し、基金積立金 275 万 3 千円、諸支出金 699 万 2 千円を追加補正するものであります。

議案第 12 号 平成 20 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 450 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 8,736 万 6 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金 402 万 6 千円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、施設管理費に 402 万 6 千円等を追加補正するものであります。

議案第 13 号 三八視聴覚教育協議会規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、三八視聴覚教育協議会の事務所を変更するため提案するものであります。

議案第 14 号 訴えを提起することについてご説明申し上げます。

本案は、賃貸借契約を締結した土地について、賃貸料の請求と土地明渡しの訴えを提起するため提案するものであります。

議案第 15 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会の委員に 熊谷 道雄 氏を任命するため提案するものであります。

議案第 16 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会の委員に 荻ノ沢 俊明 氏を任命するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長（松森 蒿君）これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月10日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、9月11日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 31 分)

平成20年第5回階上町議会定例会

議事日程第2号

平成20年9月11日 午前10時02分開議

日程第1 一般質問

日程第2 認定第1号 平成19年度決算の認定について

日程第3 報告第1号 平成19年度健全化判断比率の報告について

日程第4 報告第2号 平成19年度資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百目木和俊君	2番	大江和夫君
3番	林貢君	4番	浜谷政己君
5番	加藤祐君	6番	重文字勝義君
7番	鹿原章男君	8番	石川清人君
9番	山田恵治君	10番	土橋信夫君
11番	郷州公典君	12番	畑中弘實君
13番	木村勝彦君	14番	松森蒿君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長 浜谷豊美君 副町長 高谷清孝君

教 育 長 村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長 浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長 寅 谷 信 廣 君	保 健 福 祉 課 長 上 博 文 君
産 業 建 設 課 長 中 村 豊 志 君	教 育 課 長 高 橋 信 一 君
会 計 管 理 者 小 沢 勝 君	総 務 G L 田 中 昇 君
企 画 財 政 G L 沼 沢 範 雄 君	税 務 G L 南 正 人 君
戸 籍 住 民 G L 上 野 文 生 君	健 康 増 進 G L 梨 子 謙 一 君
福 祉 G L 木 村 良 三 君	産 業 振 興 G L 荻 ノ 沢 甚 逸 君
土 木 建 設 G L 佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 向 達 人 君
教 育 G L 池 田 隆 君	代 表 監 査 委 員 志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君	総務課総括主幹 地代所 康二 君
総務課総括主幹 引 敷 林 広 貴 君	

開会の宣告

午前 10 時 02 分

開議の宣告

午前 10 時 02 分

議長（松森 萬君）ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

4 番、浜谷政己君の質問を許します。4 番、浜谷政己君。

4 番（浜谷政己君） はい、4 番、浜谷です。（浜谷議員登壇）

９月定例議会に一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。通告に従い質問をさせていただきます。

災害は忘れた頃にやってくると言われますが、今はそのことわざも崩れ 6 月の岩手・宮城内陸地震、7 月の岩手北部地震と続き、大雨や地震の災害が次々と起こっております。先ほど 9 時 21 分頃、マグネチュード 7.0 の地震が発生し津波注意報が発令されております。

わが町でも過去の大きな災害を調べてみると明治 29 年 6 月 15 日午後 8 時頃発生した三陸大津波や昭和 8 年 3 月 3 日の三陸津波で尊い命や財産が奪われました。近くの海岸にある昭和 8 年三陸津波記念碑には「地震、海なり、ほら津波」とその時の災害の状況が刻まれております。

明治 29 年の 6 月 21 日付新聞記事では階上村の被害、死亡 21 人、家屋流出 3 棟、全壊 2 棟、半壊 1 棟、納屋流出 26 棟、死亡牛馬 1 頭、船舶流出 18 艘、破損 60 艘、漁具の流出が 355 網、6 月 23 日付新聞で小舟渡小学校は去る 15 日夜「津波のため土地全、教員亡入れたるまま海中に押し流され今に跡形も見えるよし」とあります。6 月 25 日付新聞では小舟渡のみじめな話、津波が来た 6 月 15 日は「たんごの節句で一家団欒の中、6 人の家族でランプが灯った家ごと津波に没われ窓に数人の助けを求める人影が写っていた」という悲しい話が物語のように載っています。

昭和 8 年 3 月 3 日午前 2 時 30 分頃の三陸津波は 3 月 4 日付新聞で「階上沿岸の大被害」というタイトルで大蛇、行方不明者 2 名・負傷者 45 名、追越、行方不明者 1 名・流出建物 3 棟、榊、納屋 11 棟流出・倒壊 6 棟・発動機船 5 艘・漁船約 40 艘流出、小舟渡、いわし粕製造小屋 3 棟流出・7 棟破損・いわし粕 500 表流出・漁船流出 1 艘などとなっています。このような津波による大被害の経験を生かした階上町の防災対策はどのように進めているのかお伺いします。以上壇上からの質問を終わります。（浜谷議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）浜谷議員の質問にお答えします。

本町における津波被害につきましては、議員からその当時の大きな二つの被害状

況について詳しくご紹介があったとおりでございます。特に昭和8年の三陸大津波は大きな被害を受けており、津波記念碑は過去の教訓として忘れることなく現在に伝わっているところであります。

ご質問の津波に対する対策であります。本町は約5.5kmの海岸線を有しており、津波対策は防災上の重要な課題であります。

これまで行なってきた対策としましては、平成18年に大蛇地区が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進に関する特別措置法」により、対策を講ずべきとして推進地域に指定されたことを受け、町の地域防災計画の見直しや大蛇地区集会所消防計画の作成を行ったところであります。また、昨年は大蛇小学校において、津波を想定した総合防災訓練を開催し、地域住民多数の参加を頂き防災意識の高揚を図ったところであります。

さらには、町づくり支援事業により、津波警報が出た際、避難するための参考にと、小舟渡地区の海拔表示の設置を支援したところであり、他の地区においても、たとえば大蛇地区、同様の計画や防災訓練等の計画があることから、実施に向けて支援して参りたいと考えております。

今後におきましても、各地区における協働のまちづくり計画や自主防災計画及び組織の促進、併せて避難対策や住民への津波防災意識の高揚を図るなど、積極的に取り組んで参る所存であります。（町長降壇）

4番（浜谷政己君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 4番、浜谷政己君。

4番（浜谷政己君） ご回答ありがとうございます。町長の話にありました小舟渡地区の活動については新聞で見ました。小舟渡地域活性化団体「かぜの会」が地域住民に対する防災意識を高めるため、海面からの高さを示す標識を34ヶ所設置した、また、児童や住民に津波の恐ろしさを新劇やスライドを見せて訴える防災学習会を行ったとありました。素晴らしい地域活動であります。この地域活動は、津波避難意識の向上に大きな効果をもたらすものと思いますので、他地区に於いてもこのような地域活動が出来ますよう、町からのご支援をよろしくお願いいたします。特に標高示すものは地区詳細に表示して欲しいものであります。

階上町地域防災計画の津波避難計画の策定に津波浸水等予測図と津波対象地域

の指定等が掲載されておりますが、まだ整備されていないようですので、早急に整備していただきたいものです。階上の昭和8年の津波の高さは、6メートルを超えたと災害資料本に書いてありました。明治29年の津波も同様と思われます。さらに考慮すべきは、近年地球温暖化による潮位の上昇であります。これを加味する必要があると思います。町の防災計画資料編4、災害危険個所には津波の危険個所の掲載がないのでこれについても、整備していただきたい。浸水予測図を基に津波浸水区域のランク付をし、沿岸住民の安全のための地域防災計画の整備を切にお願いするものであります。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）再質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり町の地域防災計画には津波避難計画を策定の際には津波浸水等予測図、また津波避難対象地域の指定等などに留意するように記載をされております。特に津波浸水等予測図につきましては昨年県が作成し、公表しております。これを基に市町村においては津波ハザードマップ、これを作成することで防災対策の推進に役立てていただきたいということでございますので、本町においても早期に取り組んで参りたいと考えております。その策定の際には議員ご指摘の事項を含めまして早期に整備していきたいと考えております。

4番（浜谷政己君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）4番、浜谷政己君。

4番（浜谷政己君） 災害はいつ、何時やって来るかわかりませんので早期の整備をお願いしまして、質問を終わります。

議長（松森 蒿君）以上で4番、浜谷政己君の質問を終わります。

3番、林 貢君の質問を許します。3番、林 貢君。

3番（林 貢君）ハイ、3番、林です。（林議員登壇）

9月定例議会に一般質問の機会をいただきましたことにお礼を申し上げます。

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第1点目の海岸保全についてであります。この件は先ほどの浜谷議員の一般質問と重複する点がありますことをご了解くださいまして答弁いただきますようお願い申し上げます。

本町は三戸郡で唯一海を持つ町でありますし、その海から私たちが受ける恩恵は限りなく大きいものがございます。しかし、その反面、事を異にすると津波等から受ける被害も大きいことはご承知のとおりであります。これまでに青森県に來襲した津波は、階上町歴史研究会の資料によりますと西暦869年以来約30回を数えております。その中でも、特に昭和8年3月3日の津波被害が甚大でありました。北三陸沿岸の市町村で、多くの津波被害の記念碑が建てられております。本町においても榊海岸、大蛇海岸、小舟渡海岸に建てられており、その被害の大きさが伺われます。しかし、その資料の中でその時々への反省や教訓が、以後の防災にどれほど役に立ってきたかといえ、必ずしも生かされていなかったということです。特に最近では地震が多い中で、この記念碑からの警告を感じ取り、地震・津波の防災のために海岸保全の一つとして環境整備、また高潮や津波等によって損傷等をしているテトラポットや防波堤の嵩上げ等を早急に調査・対応する必要があると考えます。追越漁港等町管理の漁港は元より、県管理の小舟渡補助港である道仏漁港については特に県管理の内に嵩上げ等を早急に、そして継続的にお願いする必要があると思います。先人の警告を今一度思い起こし、被害を受ける前にどのような海岸保全の対策を考えているのか伺います。

第2点の漁港整備について伺います。本町の基幹産業の主をなす水産業の振興を図る一つとしての漁場整備を、今後どのように進めていくのか町長の考えを伺います。特に、本町最大のイベントであります、「いちご煮祭」の材料でありますウニ・アワビの増産についてもどのような計画を立てられ考えているのか、お聞かせ願います。

第3点目の資料館建設について伺います。以前、町では民俗埋蔵文化財等を中心に収集しておりました。その資料をどのように保管・管理しているのか状況を伺います。そして、現在は資料収集館としております旧中央公民館も非常に老朽化しており、保存の状態も良好でないと思います。したがって早目の資料館建設等の対応と資料活用をどのように考えているのかを伺います。

第4点目の山館前公園の管理体制と今後の整備計画についてあります。本件は以前にも何人かの一般質問でも取り上げられておりますので、検討はされていると思いますがなかなか形に出ておりません。そこで今後、町長は具体的にどのような形で山館前公園の活用を図っていくのかをお伺えしまして、壇上からの質問を終わります。(林議員降壇)

町長(浜谷豊美君)ハイ、議長。

議長(松森 蒿君)町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君)林議員の質問にお答えします。

一つ目の海岸保全について、本町の現在の状況についてであります。本町の海岸線約5.5kmのうち、現在、海岸保全区域に指定されているのは、漁港海岸1.6kmと建設省海岸2.1kmの合わせて3.7kmとなっており、そのうち、整備済み延長は、岩礁が高いなど整備の必要のない区間を含めて3.3kmで、整備率は89%となっています。

一方、護岸がなく人家等を津波・高潮・波浪から防護する必要がある海岸は、小舟渡漁港の本港地区と道仏地区の間の約200mと泊川神社北側からこじら浜までの約200mとなっています。

次に、今後の海岸保全の進め方と住民の安心安全確保についてであります。いつ襲ってくるかわからない津波などに備えて海岸保全施設を整備し、住民の生命財産を守ることは大変重要なことと認識しております。

津波時の対応としては、護岸などの築造により波そのものを防ぐこと、避難誘導の方法を周知しておくこと、海岸近くの低地に家屋などの建築を抑制する施策を講ずることなどが考えられ、基本的には、護岸などの防護施設を築造することで一応の安心安全が図られますが、津波の規模によっては、完全に防護できない場合も想定されることから、防災無線による放送や各地区に組織される自主防災組織を通じ避難誘導する仕組みを確認しておくことも重要なことと考えております。

現在、町では、防護すべき海岸線につきまして、建設省海岸は三八地域県民局地域整備部と、また、漁港海岸は三八地方漁港漁場整備事務所と緊密に連絡を取り合い現場も確認して頂いているところであります。

海岸保全施設の整備には多額の事業費が必要であり、これまでも護岸工事の必要

な個所については、その都度、県の関係機関へ要望してきたところでありますが、地域住民の安心安全を常に念頭に置き、今後とも必要に応じて要望して参りたいと考えております。

次に、漁場整備についてお答えします。

本町沿岸の漁場整備は、昭和50年代前半のうにあわびの増殖を目的とした築磯事業から始まり、その後、あいなめ・そいなどの根魚の増殖を目的とした人工礁造成事業や大型漁礁の設置事業が実施されてきています。

また、平成5年から平成12年にかけて、うに・あわびの増殖を目的とした県営の地先型増殖場造成事業により、沿岸一帯に約12haの増殖場が造成されたところであります。

海の中の環境は、非常に微妙なバランスのうえに成り立っており、例えば春先、昆布などが芽を出す時期に水温の上下によりつぶ等が大発生すれば昆布の芽はことごとく食べられ、その年の昆布は不漁となり、その結果、餌の取れないうに・あわびの成長に大きな影響がでます。また、うに・あわびの天敵であるヒトデの多少によっても、影響を受けますし、他の管内ではうにが多すぎて、海藻を食べつくし、磯焼けの原因となった事例もあります。

このように、漁場は常に変化していることから、安定した漁獲量を得るためには、自然に任せるのではなく、漁場を適切に観察・調査し、適切管理しなければ、いかに漁場を整備しても、期待した効果は得られないと考えています。

うに・あわびの増殖場整備について、県では費用対効果の小さい施設は作らない方針であり、本町の場合、過去に大規模な増殖場を整備したにもかかわらず、水揚げ量が増えていない現状を見ればその可能性は低いと判断されます。

これらのことから、本町の場合は、新たに漁場整備を行うよりも既存の漁場を適切に管理し、生産性の向上を図るべきだと考えております。

次に、うに・あわびの増産計画についてであります。うに・あわびを増産するためには、餌となる海藻の繁茂が必要であり、そのためには、先ほど述べたように、漁場の適正管理が必要条件であります。

このため、漁場が砂に埋まっていたり、ヒトデがたくさん居たり、海藻の生えない魚礁であれば、安定した生産が望めないことは明らかであり、漁業者自らが漁場を管理することが大切であると考えます。

今後は、階上漁協内に組織された階上町水産振興協議会を有効活用するとともに、新たに漁業アドバイザーの設置も検討しながら、漁場の適正管理はどうあるべきか、

役割分担はどうあるべきか等も含め、漁協が中心となった増産計画づくりに協力していきたいと考えております。

次に、資料館建設についてであります。1点目の「民俗・埋蔵文化財等の現在の保管状況について」であります。民俗資料と出土遺物については各遺跡の報告書に掲載した遺物は民俗資料収集館（旧中央公民館）に、その他の遺物は民俗資料収蔵庫（旧新田児童館）にそれぞれ保管しております。また、貴重な遺物については民俗資料収集館とハートフルプラザに展示し、公開しております。

2点目の「今後の保管・保存と活用を図るための資料館建設について」ですが、町づくりの根底をなすものは、ふるさとの文化であり、歴史であると思っております。

先人への敬意とふるさとの歴史は重要であり、沢山の町民から寄贈して頂いた民俗資料や貴重な遺物の保存と継承は町の大切な事業の一つと考えております。

このようなことから、先ほども申し上げましたがハートフルプラザのホールに民俗資料の陶磁器、漆器、武者人形と、寺下・滝端両遺跡から出土した貴重な遺物を展示して、広く町民に公開しているところであります。

議員ご質問の資料館の建設については、今後の検討課題と認識しており、広く町民の意見を聞いた上で判断したいと思っております。

当面、既存施設の活用を検討しながら、大切な資料の保管・保存、展示に努めて参りたいと考えております。

次に、山館前公園の管理体制と今後の整備計画についてであります。1点目の「山館前公園の管理体制について」であります。現在は、担当課の職員が週1回公園内を巡回し、トイレ清掃、ゴミ拾い、貯水タンクの確認等を行っております。

また、遊具の保守点検、敷地内草刈り・樹木の剪定、貯水タンクへの給水、浄化槽維持管理等は業者委託で行っております。

2点目の「今後の整備計画について」であります。山館前公園は町が維持管理している施設であり、多くの町民から利用して頂きたいという思いは林議員と同じでございます。このようなことから、公園の現状を把握するため、昨年、担当課と現地を調査いたしました。

その結果、樹木が密集していることから景観も悪く、まずは環境整備からということで現在、樹木の間伐作業を進めるとともに、樹木に名札を取り付け児童・生徒の森林教育の一環にしたいと考えております。

ご質問の、公園としての機能向上を図るための施設整備につきましては、公園へ

のアクセス道路、駐車場、水道施設等の課題が残されていると認識しておりますが、公園用地は平成6年5月山館前遺跡として県の登録となり、その包蔵地を整備するとなれば県教育委員会への協議等、慎重に対応しなければならないと考えております。

また、公園の有効活用や維持管理の方法については、現在公園を利用している各団体や地域の方々とも協議しながら、その方向性を探って参りたいと考えております。

なお、維持管理について地元の行政区からお手伝いできることがないかと、お話しが来ており、現在、業者委託をしている草刈り・樹木の剪定・貯水タンクへの給水等について今後行政区と協議を進めることとしております。(町長降壇)

3番(林 貢君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 3番、林 貢君。

3番(林 貢君) 第1点目の海岸保全対策であります。私たちに常に警告を発している津波記念碑の整備や、周囲の環境整備等もやられていることを今後も継続してお願いしたい。しかしながら、直接災害に影響をするテトラポット・防波堤の嵩上げについては、災害が起きた後に「もう少し高く積んでおけば」というようなことは良く聞かれます。

どうか直接漁業部会等に行かれ、それらを確認し、状況に応じた対応をお願いいたします。

第2点目の漁業整備についてですが、町長の答弁にもあった人工礁の投石事業、大型漁礁の設置はもとより、漁業協同組合への援助の在り方、また最近組織化されております階上町水産計画策定委員会、階上町水産振興協議会の設置による水産振興の促進に期待するものであります。特にこの中へメンバーとして入っている青森県栽培漁業振興協会の活用、指導助言を強力にいただくことも一つの方策であると考えます。

また、漁業の方法を一考することも大事であると考えます。9月1日の東奥日報にも掲載されていましたが、三沢市の港湾整備で水揚げ増や昼イカ漁で消エネ経営等、炉辺談議が八戸水産事務所長の松宮氏をアドバイザーに迎え行われたようです。本町に於いても、先に挙げた委員会等の組織の活用を図った水産振興も一つの方策

と考えますがいかがですか。

第3点目の資料館建設についてであります。建設する計画等ありましたら目安だけでもあればお聞かせ願いたい。ご承知のように民具を始め埋蔵文化財も非常に貴重なものが多く出土しております。特に寺下遺跡から発掘された鹿の角から作った腰飾りは全国でも少ないと言われております。たとえば是川の縄文館のように発掘がされた地区に建設となれば、本町では寺下地区への建設も一つの方法ではないかと考えますがいかがですか。それにより観光地としての価値が高められるのではないのでしょうか。考えを伺います。

4点目の山館前公園についての考えを伺います。現地を2回ほど見学しました。また地区の方々と森林活用等があることも伺っております。公園については良く整備してありますが、今回私がこれを取り上げたのは中の整備だけでなく、山館前公園を活用して、たとえば八戸市の南部山公園みたいに出来ないか、最近はジョギングやウォーキングが大変盛んになっております。この山館前公園を拠点に燈明堂、そして寺下観音へ繋がる歩道を整備し、さらに野沢を経由して山館前公園に戻るコースなど、拠点として山館前公園を活用した散策コースを設定するというのも一つの対策ではないかと考えますが町長の考えをお伺えします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）海岸保全の中で、浜谷議員の質問にもありましたが、最近は地震が頻発していますので、最新の計画を考えていかなければならない。議員ご指摘の漁業部会との連携も進めなければならぬ。また、これまで要望が上がっております追越漁港についても現地を見ながら対応をしていくことにしておりますし、今後も漁業者の方々と協議をしながら対応を十分して参りたいと考えております。

それから、うに・あわびも含めた水産資源の振興の中で現在設置されている水産振興協議会の活用につきましては私も同感でありますし、県の栽培センター、或いは八戸市にある県出先の関係機関からアドバイス等をいただきながら階上町の資源・財産を有効に活用していかなければ、無駄な気がいたします。外部から漁業アドバイザー等を迎えながら積極的に対応していきたい。そしてまた漁協に対しても漁業振興の面で補助等を進めているところです。

それから資料館の建設予定ですが、現在の財政事情を見ますと大変ですが町内の貴重な出土品多くありますので、この保護・管理には十分気をつけていきたい。将来建設等の案が出てきた場合は、議会等に協議しながら寺下地区も含めて検討したい。

山館前公園の今後の活用ですが寺下、燈明堂、山館前公園を一体としたウォーキングができる散策路として検討していきたいと思っております。

3番（林 貢君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 3番、林 貢君。

3番（林 貢君） 答弁ありがとうございました。特に漁業関係の強力な連携はこれからもお願いしたいと思いますし、今後も全力で町行政に努力されますようお願い申し上げます。

議長（松森 蒿君） 以上で3番、林 貢君の質問を終わります。

5番、加藤 祐君の質問を許します。

5番（加 藤祐君） ハイ、議長。（加藤議員登壇）

ハイ、5番、加藤です。 9月議会にあたり階上町の将来の地域環境整備の展望を見据え、先に通告しておきました蒼前地区下水道整備事業第1次計画の進捗と第2次計画の今後の取り組みについて、一般質問させていただきます。

町長、職員、議会、地域住民が一丸となって行政改革を進めてきた結果、国が定める財政健全化判断比率の中に実質公債比率のガイドラインは25%ですが階上町は17%と安定しておりますが、今後の公共下水道事業により財政の負担が大きいと危惧しております。蒼前地区下水道整備事業第1次計画102haの進捗率が55%まで順調に進み、平成21年4月1日には一部供用開始、25年には完工の予定となっておりますがそれに伴い負担金が付加されます。徴収率はどれくらいなのか、また今後の地域環境整備として公共下水道整備を進めるのか、進めるとしたら、いつ示されるか、今後の町の財政、或いは地域環境整備の地域格差を少なくすることを考えたとき、管理型浄化槽整備事業（PFI）を提言します。町長のご所見をお伺いします。尚、今定例会に一般質問の機会をいただきましたことと、関係

各位にご指導を賜りましたことに心から感謝と敬意を申し上げ壇上からの質問を終わります。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）それでは、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、受益者負担金の徴収率をどれくらい見込んでいるかということでございますが、ご承知のとおり負担金は、供用開始区域を賦課区域と定めて告示をし、賦課をすると条例に規定されております。

平成 21 年度には、21 年 4 月の一部供用開始区域の土地所有者に賦課され、翌年度には新たに供用開始区域に指定した区域の土地所有者に賦課されるというサイクルで、工事完了予定の平成 25 年度末には、認可面積 102ha 全域が賦課対象区域となる予定です。

このうち、道路や農地、山林等の徴収減免および徴収猶予の対象となる面積は 53ha で、負担金の徴収可能となる面積はこれらを除いた宅地、雑種地宅地等の 49ha と見込まれています。

また、負担金の納期は 5 年ですので、平成 25 年度で工事が完了したとすれば、最終年度の賦課は平成 26 年 4 月になり、納期は平成 30 年度となります。この平成 30 年度の宅地、雑種地宅地等の 49ha に係る徴収率については、80%を目標としておりますが、詳細につきましては、12 月定例会でご協議いただく予定の管理運営計画でお示ししたいと考えております。

次に、認可区域 102ha 完成後に地域環境整備として、第二次計画の下水道整備事業を進めるのかについてであります。公共下水道事業は町の重点施策であり、蒼前地区における住宅事情や公共サービスの拡大、合わせて下水道事業維持管理費等を総合的に考慮し、町の財政計画をも十分精査したうえで、二次計画に対する考えをできるだけ早い機会にお示ししたいと思っております。

続きまして、P F I を利用した合併浄化槽設置の取組みについてのご提言につきまして、私の所見を申し述べたいと思います。

現在本町では、公共下水道事業について、平成 21 年度の一部供用開始を目指し推進中であり、また、下水道認可区域外の地域に対しましては、合併浄化槽の設置

に対し補助し、町内全域での生活雑排水処理対策を推し進めているところであります。

加藤議員のご提言では、P F I を利用しての整備ということですが、合併浄化槽設置に P F I 事業を導入すれば今よりどの点で有利となるのか、財源はどのような調達方法となるのかなど、いろいろ検討しなければならない事項がございます。

また、現在作成中の公共下水道管理運営計画により算定される町の繰り出し金の額により、町全体の財政収支を算定したうえでの事業計画としなければならないと考えております。

行財政改革を進め町財政健全化に努めている中でもあることから、P F I 事業については、町が十分な体力を付け知識あるいは先進地の情報などを貯えた上で、国・県の指導を得ながら検討して参りたいと考えております。

5 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君） 5 番、加藤です。徴収率の考えですが供用開始と同時に負担金が賦課されます。これについて財政を左右するものではないかと思います。いわゆる加入率を高めるところ、負担金を支払うところが出てきます。西蒼前地区を見ると非常に「空家」が多い、下宿屋も半分に減っている、景気の低迷で尚いっそう進んでいる。その中で今後の見通しはどうか。先ほど 80% という見通しを言いましたが供用開始と同時にどれだけの加入者があるのか、厳しい状況だと危惧しております。これから進捗率と合わせて加入の計画を立てていく訳ですが相当大変だと思います。これまで財政からの繰り入れが 1 億 6 千 6 百万、それだけの金を繰り入れてきております。これからまたさらに供用開始と同時に繰入金が出るのではないか。加入者が少なく、そして運転されていった場合どれだけの繰入金が出てくるのか、財政負担を強いるのは大きいものがあるのではないかと私は危惧してなりません。町長の考えをお願いします。

25 年で一次計画の蒼前地区が終わろうとしています。その中で今度は 2 次計画を示していかなければならない。その 2 次計画は非常に財政の負担が大きいのではないかと考えます。2 次計画をそのままやるのか、先ほど私が公債比率 17% と言

いましたが、来年から下水道の償還が始まると先般の質問で22・23%いくのではないかと、今の17%も安心できる数字ではない。他の町村も公共下水道をしているところは非常に財政を圧迫していることもあり、第2次計画の方向性を間違えると、将来大変なことになると思いますので町長の考えをお聞かせください。

私が先ほど管理型浄化槽整備事業（PFI）を提言いたしました、町長はちょっと勘違いしているのではないかと感じました。そこで私が配布した資料を見てほしいのですが、管理型浄化槽整備事業（PFI）は平成17年度、総務省から示された事業でございます。今まで浄化槽の環境整備事業の中では、公共下水道事業・農漁集落排水事業そして市町村型の設置事業で、これは先般朝日町を視察して感じましたが、昭和62年にその制度を導入して一般財源からの繰り入れし、国の補助金を頂いて事業を進めている。それと個人設置型浄化槽事業がありましたが、新たに平成17年度総務省から示されたもので、それは今までの個人設置型においては維持管理や法定検査などが適正に行われているかどうか不透明であるため、この事業が実施された要因の一つである。それを取り入れたのが岩手県の紫波町と北海道のある地域で、全国で2か所事業をしているそうです。これは先に議会で管理型浄化槽整備事業（PFI）の提言をしましたら、町長の回答は今1次計画を開始してから2次計画の中で考えていくとの考えでした。ところが紫波町を見ますと公共下水道事業昭和61年度供用開始、加入率87.3%、農集落排水事業が平成5年加入率63.6%までいっている。それで管理型浄化槽整備事業（PFI）とは合併浄化槽はあくまで町の所有で管理型浄化槽整備事業（PFI）はPFI企業、いわゆる民間企業が設立する。その中で町が所有者となって、浄化槽はあくまでも町の物、そして1年間の使用料で賄っていくものである。使用料は月々、3,927円。これに含まれる物は汲取り料・点検・法定検査薬剤設置これも含まれております。7人層で3,927円1ヶ月使えるという制度でございます。紫波町では5年間で1千基の設置を見込んでいる。そして民間企業にそれを委託している。これは国からの補助もあります、県の補助金も入っております。この事業の内容を十分検討し、進めていただきたい。先ほど町長の答弁の中で下水道を進めている中で財政を見ながら今後2次計画の中で考えるということですが、紫波町ではそれを別格として進めている。下水道整備では地域間格差が大きくなるのでその格差をなくする地域環境整備を進めるためにも、また公共下水道事業の負担が多くなっている中、今後地域間格差解消にもなる管理型浄化槽整備事業（PFI）を当町でも取り入れていく考えはないかを質問しております。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）加藤議員の再質問にお答えいたします。

冒頭申し上げますが私は勘違いしている訳ではございません。

まず、徴収率については加入計画の中で考えなければならない。そして加入率についても上げなければならない。この公共下水道に対して利用しやすい有利な方法も検討してところでございます。先般の全員協議会にも申し上げましたが、認可区域内では個人の方々が加入しやすい方向で模索しているところです。今質問がありましたが、この1次計画が済んでその後の2次計画の考え方につきましては、もし、PFIを導入して行くならば、1次計画の区域が完了して、その後どの区域を取り込んでいくかを考えなければならない。当初作った計画、また宅地化が進んでいるところもございまして。ですから出来るだけ効率的に運用していかなければならないので、1次計画の区域をどのように拡大していくかということと、それともう一つは、PFIを別に認可区域外のどういう地区をどういう方法でやるかを検討しなければならない。管理型浄化槽については、PFI事業者が作りましてそれを町が管理費を持つという考え方でございまして、それぞれ設置した個人の方は大変有利でございまして。というのはその分町が負担していくというふうな考え方でございまして、公共下水道とある意味では負担の額は考え方とすれば共通する部分があると思っております。そう言った意味で、この認可区域以外の地域をどうやって合併浄化槽で対応をしていかなければならないか、どの方式が良いのか選択肢の中にPFIもあります。その中でそれを進めるに当たってはどのような条件とか、買い取りの中で財政状況も踏まえ、紫波町の例をお話ししましたが5ケ年で1千基の計画、そして今現在は3ケ年経過して普及率が30数%と伺っております。そういったこともございまして、町の財政と、それから設置目標等も十分検討して向かっていかなければならないと思います。問題はその進め方でございまして。向かった場合に設置目標と、持出しが現在の町の財政を圧迫しないかということも含めて検討していかなければならない事項だと思っております。先ほど申し上げたことで誤解されたかと思いますが、2次計画では1次計画の区域の拡大とそして管理型浄化槽整備事業（PFI）も含めた認可区域外も検討して参りたいと考えております。

5 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君） 大変私の勘違いでした。今町長からの詳細なことを伺いました。

1 次計画の精査もしなければならない、その中で 2 次計画も進めなければならない、私の考えは 2 次計画的なものは 1 次計画の中で終末処理場が出来て、そして中で主流となる公共施設とかハートフル・役場・中学校・小学校とかが周りに存在するわけで、この中はまだ、計画していない。その中を進めながら、そして私の言う P F I で早く進めないとどちらが財政負担をかけないか、町長の考えもわかりました。なるほどそうです。ですから、それらを十分踏まえながら検討していく。私は町長の考えをもう一度お聞きしたいのですが、こういう事業というものは私も P F I が良いと言っていない。必ずしも階上町に合うとかということは、私もまだわかりません。ただそう言う新しい事業が出たら、それに対して役場では検討委員会が設置されたのかどうか、やはりそのプロジェクト、一人の考え、町長の考えだけでなく、様々な意見を取り入れそして、先進地の考えや実施状況を見ながら、階上町の進むべき方向を検討していくのが最も大事ではないか。これを私は再三にわたり、提言してきている訳でございます。そのことをこれから職員、そして議会も一丸となって、その委員会を作るべきではないかと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。基本的な考え方はご理解いただいたと思います。今後 2 次計画を進めていくうえで、加入率と合わせて公共施設等大口のものが加入し、使用料等が多くなれば、効率的になるのかと考えておりますので、これも参考にさせていただきたいと思います。検討委員会につきましては、先ほどお話をしましたが 12 月に管理運営計画をお示しすることになっております。その中で前に進めそうな状況も見据えて、12 月定例会で示しながら

検討委員会の設置の件も合わせて検討して参りたいと思います。

5 番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5 番、加藤 祐君の本件に関する発議はすでに 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条の但し書きにより特に発言を許します。5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君）議長の配慮大変ありがとうございます。様々申し上げましたが、町長の考えは私の考えと一致するものと考えております。今後、階上町がこれから生活環境整備をどのように進めるのか、地域格差も無くし、平等に対応していただくことを住民は望んでおります。そのことを踏まえ、町長、職員のご努力とご尽力をお願いして質問を終わります。

議長（松森 蒿君）以上で 5 番、加藤祐君の質問を終わります。8 番、石川清人君の質問を許します。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。（石川議員登壇）

本定例会に於いて、一般質問の機会をいただきましたことにお礼申し上げます。通告に従い進めさせていただきます。

まず、1 つ目は地上デジタル化についてであります。2011 年 7 月に地上デジタルに切り替わるわけでございますが、本町において、現在使用のアナログテレビと比較して非常に映りが良くなる地域と丸っきり映らない地域が出てきております。

さて、本町ではその地域の調査等をどのように現在進めているのかお伺いいたします。

また、昨年 NHK と民放で階上岳にテレビ塔を設置したわけですが、その時どのように本町に説明があったのかお伺いいたします。

第 2 点目ですが階上駅舎についてでございますが、東部の区長さん方始め地域の代表とする委員会を設立しまして、大変忙しい中時間を費やし 5 回の委員会で立案は決定したと聞いております。町としてどのような基本計画を示して進めてきたのかお伺いいたします。

今後の実施計画、予算、使用目的、また、いつ着工なのか、そして完成後のランニングコスト、年間経費等を具体的に説明願います。また本日までＪＲとどのような話し合いがあったのか経過報告と今後の話し合いを合わせてお伺いいたします。

（石川議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）それでは、石川議員のご質問に、当初の通告に沿ってお答えします。

一つ目の地上デジタル放送についてであります。議員ご案内のとおり現在のアナログ放送は２０１１年７月２４日をもって終了し、その後は地上デジタル放送に移行されることとなっており、現在、国や各放送事業者が主体となり、その普及促進を図っているところであります。

本町におきましても、昨年、階上岳の中腹に八戸中継局が開局されたことから、従来のアナログ放送に比べてクリアな映像が受信できるようになっております。また、本年６月３０日に総務省から公表された地上デジタルテレビジョン放送「市町村別ロードマップ」によりますと、本町はＮＨＫ及び民放３社とも２００８年末で、全域がカバーされるとされております。

しかしながら、一部地域の町民から電波の受信状況が悪く視聴できないとの情報があり、所管する東北総合通信局へ連絡した結果、「新たな難視地点」として２か所確認されたところであります。寺下地区と小舟渡地区とのことであります。

町としましては、このような状況を踏まえ、今後とも区長等を通じて各地区から情報収集を行い、電波の受信状況が悪い場合は、東北総合通信局へその旨連絡し、同通信局を通じて「青森県地上デジタル放送推進協議会」に対し現地確認の要請を行い、難視聴地区の解消に努めて参ります。

また、町民に対しては、地上デジタルテレビ放送に関する理解を深めるためにも、広報等により周知を図って参りたいと考えております。

次に、階上駅舎についてお答えします。

階上駅舎老朽化問題については、議員ご承知のとおり、平成１９年１０月に東部地域の区長はじめ議員等有志の連名で駅舎活用の要望書が町と議会に提出されて

おります。そのことを受けて、町では改築に向け、今年度の当初予算に建替基本計画策定サポート料を計上したところであります。

当初予算のご質問の際も申し上げましたが、まず、地域の方々が建替えにあたって、どのような活用、施設規模を望んでいるのかを把握することが重要と考えておりましたところ、5月に駅前区長が中心となり自主的に東部地域の区長他 23 名で検討委員会が設置されたところであります。

委員会は、これまで民間が運営している駅舎の視察研修を含めると 5 回開催され、今月 1 日に委員会としての最終案が出ましたのでそれを持って東部地区の議員さん方にはご報告させていただいております。石川議員も御承知のとおり取りまとめられた最終案では、施設の規模は昔の風合いを残した木造 2 階建て約 1 1 4 坪程度で、1 階は催事にも利用できる多目的ホールを待合室と兼用とし、そばなどの軽食ブースと特産品の展示販売も想定し、コミュニティ交流や活性化の空間として位置づけられています。

また、2 階には、展望ギャラリー・駅の歴史展示ギャラリー、そして図書室と会議室が配置され、会議室は各種講座や図書閲覧などの公共的な施設活用が想定されています。このように、当施設は要望書にもあった一部地域コミュニティ活動や活性化施設と世代間交流などの「海の交流館」的活用を想定して計画したと伺っております。

これから JR と協議に入る予定であり、当町の財政事情、また、新しい駅舎をどのような施設にするかなど、双方で協議しその中でいろいろな諸問題を解決していきたいと考えております。

そこでご質問の予算、或いは年間経費、着工時期についてとういことでありますが、従いまして予算規模、着工時期等の詳細については今後 JR との機能分担あるいは用地及び施設等の協議を進めながら、十分な検討を重ね、地元の要望に沿った駅舎建替えの実現に向け、議会とも十分協議し、町の考えを早急にまとめてまいりたいと考えております。（町長降壇）

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）地上デジタル化についてですが、先ほど町長が答弁しましたが

寺下地区と小舟渡地区と伺いました。しかし現在、道仏学区すべて映りが悪いと情報が入っております。現に取り付けても映りが悪い、朝日放送しか映らない。NHK・教育テレビ・青森放送・青森テレビの4局は映らないので前のアナログにして、見ている。またアナログが壊れたので地デジに変えようと注文したが店の方から断りがある。(映らないため) そういう現状です。

計画をお聞きしましたが、計画では殆どどのところで映るのは何時なのかははっきりと言っていたきたい。NHKはとくに受信料を支払っていますので映らないと支払いもしたくない。

テレビ塔を作るにあたって大変な金額が掛かります。「総務省と掛け合っていました。」それは分かりますがそれではいつ映るのか、もう一度答弁をお願いします。

次に駅舎についてですか、町長の答弁で「今の駅舎、昔の風合いを残して今の所へ建てる。」と言いましたがどうして風合いが残りますか。全部壊れた後に2階建てでしょう。風合いを残し、既存の物を大事にしようとしたら現状維持の考え方であるわけでございます。この辺も私は分かりにくい部分でございます。

さて、去年、JRとの意見交換で「今の駅舎は伝統のある駅舎であるので、このまま存続して欲しい。」とお願いしました。今回5回の委員会の中で案を決定したがJRは、この話し合いの中で、いつ取り壊すと決まったのかが1点、またいつまでにJRが壊すのか、町長は予算とか、JRさんがあると言いましたが、私は、JRと相談しているものを聞いているのではありません。町としていつ頃の計画を考えていますかを聞いています。当然相手があることなので、すんなりいかないと思いますが町として2年後なのか、3年後なのかを出さないでどうするんですか、こんなもので進んで行けますか。

委員会について、総務課長にお伺いします。昨年、町長に要望書を提出しましたがこの要望書は万が一JRが老朽化した駅舎なので壊すとした場合、空地を利用してやるという趣旨です。今の道仏公民館は耐震で結構な金がかかるので、それでは、駅前の活性化を図るために駅舎跡地にという趣旨でございます。公民館は壊してなくなります。すなわち公民館規模のプラス多目的規模の要望書であります。この辺は委員会に説明していますか。

今の駅舎を壊して建てる案、非常に小さい、集会所より小さいものをどうして建てなければならないか。公民館が無くなるわけですから公民館規模の100人くらい入れる施設でなければならないと思います。そう言うことを委員会の方々に十分説明して、それで委員会の皆さんが今の案をまとめたかがわからない。それ

から JR の土地の問題で JR では買っていただきたいということで来ていると思います。町としては買うのか、借りるのか、面積はどれくらい必要なのか等、委員会の皆さんに説明しないとだめだと思います。委員会から質問もあるように年間経費・ランニングコストなどはどうなるのか答えていない。私は金額で示していただきたいとお願いしています。とういのはそう言うことも計算に入れないで作ると言っても議会は通らない。私は地元として通して貰いたいから言っているんです。もっと大きな公民館的なものと考えていますが、先に出された 1 案・2 案があるものですから委員会の皆さんはそれに進むしかないと思っている。また駅舎だけでなく官舎の跡地も利用できるならば結構有効的に使用できるのではないかと。我々が陳情を出した時に委員会ではそういう案だと思っていたと思います。JR との関係もありますがそういうところがしっかりと説明されてないのではないかと。この委員会の代表する区長さん方は非常に学識のある方々ばかりであります。ただ建てればいいのではない、当然区長としても町の財政を考えながら、ランニングコストを考えながら進めて行こうとしているのに、ただ、1 案か 2 案か、予算も縛られている原燃の予算を充てる。そうすると、どう見ても 1 億以内と出てくる、私はもっと大きな考えで委員会の方々へお願いすべきだと思っております。公民館を壊して新しく建てるのであれば、多目的規模、食道、物産館等を大きな視野で夢を持った意見を聞いて、しからは予算はこうですと、そういうふうに進めていかなければ駄目だと思いますので、答弁をお願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）まず、1 点目の地上デジタル放送の難視地区地点の件でございますが、先ほどお話申し上げましたとおり、現時点で把握している分については 2 か所ということで確認されております。しかし、そう言った中でも大雑把に地区と言っても、今言われましたように道仏地区、そしてまた同じ地区の中でも映りが悪いというふうなところがあるかと思います。そういう点については町で情報を得て要請をしていきたいと考えております。そして、いつの時点でこれがカバーされるかということにつきましては、放送事業者が本年内をメドにして難視地点の調査をしてカバーしていくというように聞いております。あと補足の部分は総務課長か

ら答弁させます。

それから、駅舎の計画の考え方でございますが、これにつきましては地域の方々から要望が上がり、これを受けまして町では、お示ししておりますとおり、今年度どういうものが良いのかということの素案の段階でありますから、お話の中で当初から取り壊しの話はあったようですが、スタートした年度初めの時点では、現在の広場を駅舎に代わってどういう形にしていくかを皆さんから意見を聞くことです。ですから、町でこういう規模でこういう物と言うよりは使い勝手の良い要望を上げていただいた区長さん方、そして地域の皆さんから意見を聞いて、そして段々形を作って、それを一つのたたき台として JR 方と協議をしていきたいと考えてスタートしております。ですから、あくまでも規模についても、公民館規模というのであれば、今、石川議員からお話ありましたように現官舎の解体された跡地の利用についても、今後 JR と話し合いで可能だろうと思います。ですから JR と今出していた案を持って、まずは協議をして、そして土地の売買なのか、賃貸でいいのかを含め、もし、売店等を出店する場合はどういう契約等が必要なのか等を含めて協議をさせていただいて、その方向をどこまで出来るのかを聞いて再度、希望とか内容等について協議をしていきたいとの考えでございます。ですから、今 JR と協議させていただければ、その素案を持って協議したい。その後実施計画等については議会と協議しながら進めて参りたいと思っております。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）それでは地上デジタルの件でございますがこれにつきましては先ほど答弁したとおり、年内に調査をし、その調査結果を元にして東北総合通信局それから青森県地上デジタル推進協議会等々が協議しまして、来年の夏ごろまでには具体的な施策を立てる。そしてあまねく受信ができるようにしたいというふうなことでございます。

駅舎の件でございますが先ほど町長が申しましたとおりでございますが、私どもとしましては、最終の JR との連絡ですが平成 20 年 2 月 29 日に JR の支社より、駅舎の件について町で検討している状況についてどの辺まで進んでいるのか、そういう案を早急にまとめていただいて、相談していただきたいというのが今年の 2 月

29日に終わってございまして、先ほど来「公民館というのを検討委員会でもって説明したか。」ということでございますが、要望を出した方々と地区の方々が委員構成をしてございます。先般も委員会で最終的に私どもからお願いしたことは、最終決定ではありませんので出来るだけ早く JR とお話をしまして、JR のご意見も伺って、「良いとか悪いとか」等々もございましてので委員会にお話ししたところでございます。それでその案を持って行きまして、しからば「規模とか形態」をどうするのか等々については、JR では双方でお互い連携を取って詰めていきたいというお話を伺っておりますし、それから土地の問題等につきましては JR は原則としては「売る」というのが原則である、ただ、階上町さんの方で今駅舎改築の件もあるだろうし、それから、さらに土地も買収する等々については、JR 東日本管内では賃貸という形は無いが他の企業等においてはやっている例もあるので、その辺は早急に案をまとめてご相談いただければ協議に応じますということですから、原則は「売りたい」ということでございます。先ほど石川議員が言うのはもっともです。

「ランニングコストを早く出すべきだ」それから「どういう規模なのか」どういう使い方をするのかと言うのについては、私達もそうして、進めたいのですが先ほど言っておりますとおり相手が JR という関係もございまして、たとえば駅舎・駐車場等を含めて、とりあえず私どもと JR で相談させていただきたい、そしてその相談の結果、「ある一定の方向でいいですよ」、「じゃ土地問題はこういうふうにしていいですよ」とか規模については「こういうものであれば問題ないだろう」とか、乗客等もありますから、待合室等々もあります。まず JR とご協議させていただいて、その結果を持って議会にも報告し、JR の意向はこうです、町の考え方はこうですということで、ある程度方向性が定まりましたら、ランニングコスト等についても根拠がありますのでお話が出来ますが、今私どもが JR と協議が済んでないので仮定の数字を入れて説明するよりは JR と詰めてからご説明を申し上げたいので、JR との協議に入らせていただきたいと思います。

JR の方で建物を取り壊すと言う電話は平成18年12月28日でございます。取り壊しの時期につきましては、19年度中に取り壊す予定なのでよろしくと言う電話が入ってございます。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 萬君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）地上デジタルの件で町長から答弁がございました。「今年度中に調査を終らせて、来年度計画」ということはたつのは3年後ですか。非常に対応が遅くありませんか。先ほど私が申し上げたとおり、今現在見れないでいます。総務省でやっている仕事ですが町から進んで要望すれば良いのではないですか。我が町は自分の方から打って出ることわからない。相手が来るのを待って言われたまんまに進んでいく。そうすると現在映らない地域は2年後でなければ見れないということですか。ひとつひとつお尋ねします。施設、学校、小学校関係の現状はどうなっていますか。道仏小学校、金山沢小学校、登切小学校など少なくともこういう施設はどうなのか。すぐに調べる事が出来ます。この話は一昨年より持ち上がっているわけですから町としてこっちから、打って出てください。お願いします。それから、田代地区は個人負担で建てる計画の情報が入っているはずですが入っていませんか。これらは個人が負担して塔を建てることでは無いと思います。地域格差を無くする上でも町で対応をしなければならない。幸い田代地区は元々の塔に嵩上げするから25万か30万で済むでしょう。よその地区だと200万300万の単位で負担が掛かります。どうぞ明日から行動してください。町民に「いつから見れます。」と広報に載せてください。

次に駅舎の件ですが、相手があるからと言っていますが、私は今決定したことについてのランニングコスト等がどうなんですかと聞いている訳です。あるところから聞けば来年あたり着手するような話があったり、逆に委員会の皆さんが一生懸命やっているのに「いつ建てるのか」もわからないで、お願いしていることがおかしいのではないかと思います。委員の方々も「近い将来」と思い、遅くとも3年後とかという感覚でいます。もう一度委員の皆さんとしっかり話し合いをしていただきたい。

八戸・久慈線のインターチェンジが2年ほどで完成しますが、道仏、駅前、榊地区の今後の活性化について考えていますか。その辺も併せながら今考えている公民館規模なものをもう一度、考えて見る必要があると思いますが、いかがですか。それから先ほどの地デジの件ですが田代地区とか計画を持っているところを町として負担するか、しないかの2点をお願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）この難視聴地区につきましては、今のようない情報が町でも十分把握していない。特に公共施設等も含めて今後、町管理の部分も重点的に調査をしながら実態把握に努めて参りたいと思います。そして、町とすれば現にデジタルテレビジョンが普及されている中で、放送事業者がそれを実施することとなっておりますが、このように深刻な状況にまでなっているということを理解しましたので今後強く働きかけをして参りたいと考えております。

それから建設の予定についてでございますが当然八戸・久慈高規格自動車道がここ数年のうちに完成する予定であるということもありますので、交通状況が大分変わってくると思いますので、如何に階上町への誘客も含めて考えるとこの建設もその完成しだいで進めていかなければならないだろうと思っております。それに向けて出来るだけ早急にと参っておりますが、まず今一度、具体的な金額等を示しかねますので、最終的な目標はなんとかそれに合わせて取り組んで参りたいと思っております

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）石川清人君の本件に関する発議はすでに3回に及びましたが会議規則第55条の但し書きの規定により特に発言を許します。8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）地デジに関しては早急にやらないと問題が起きています。またテレビ塔を作るにも、簡易的なもの、小さいものでも作るとしたら予算はいくら掛かるか等作れるものであれば1日でも早くやっていただきたい。

駅舎の件ですが、委員会で沢山の時間を費やして出していただいたことに有り難く思っています。また、この計画に反対している訳ではありません。作るなら東部を視野に見たしっかりした案を作り進めていただきたい。先ほどの八戸・久慈線のインターチェンジが開通することによって、変わってきますので今後の計画をしっかりと考えて早急に出すようお願いしたい。東部地区の学校の統廃合や、その施設の今後の見通しなど、どう考えているのか等も含めて計画を出して欲しい。町長どうぞ12月までには出してください、よろしくお願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）お答えをいたします。駅舎の検討につきましては、町としての考えを示すには財政を預かる中で最低限のもの、プラス、議員の皆様、地域の皆様、そして町全体の中でどれだけ多機能に渡って公民館的機能も含め、また海の交流館的にと１００％は出来ないと思いますが、出来るだけ皆様のご意見を参考にしながらＪＲと協議し、町としての考え方を示していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（松森 蒿君）以上で８番、石川清人君の質問を終わります。

この際暫時休憩いたします。開会時刻は午後１時３０分からと致したいと思えます。

（休憩 12 時 14 分）

（開始 13 時 32 分）

議長（松森 蒿君）休憩前に引き続き会議を開きます。９番、山田恵治君の質問を許します。

９番（山田恵治君）ハイ、９番、山田です。（山田議員登壇）

９月定例会に一般質問の場をいただきありがとうございます。通告に従い質問をさせていただきます。

去る７月７日から９日まで主要国首脳会議が北海道洞爺湖で開催されました。今回のサミットで最大の課題とされた環境・気候変動問題が議題となりました。２０５０年までに世界全体の温室ガス排出量を５０％削減するという目標を共有し、低炭素社会の実現に向けて地球規模で取り組むことで合意をしました。地球温暖化の影響とみられる世界各地で起きている大雨による洪水被害、干ばつ、台風、竜巻の異常発生など、環境異変は過去５０年間に於ける人間活動が主な原因と言われています。２０世紀末までの１００年間で世界の気温は０．６度上昇いたしました。日本全体では１度の上昇です。東京都心での上昇は２．９度に達したと言われています。こ

の地球温暖化の影響は 2,000 年に入って顕著に現れはじめ、予想以上のスピードで進む温暖化に科学者達は危機感を募らせております。環境省の温暖化研究委員会の報告書では 2,020 年から 30 年の日本の平均気温は最大で 2 度上昇すると予想しています。すでに現在化している影響に加え少雨と多雨の年差が拡大し集中豪雨が増加、積雪量の減少により河川の水量が減って、渇水リスクが予想される。台風は強度を増し、進路を北寄りに変化させるために南東に開いた湾ではこれまでに無い高潮の被害を受ける。また猛暑による熱中症患者の増加など、災害弱者と言われる人達が最も深刻な影響を受けると言われます。今年 2,008 年 4 月 1 日から京都議定書の第 1 約束期間が始まりました。日本は地球温暖化防止のために 2,008 年から 2,012 年までの 5 年間に二酸化炭素など温室効果ガスを 1,999 年比で 6 % 削減すると約束していますが、2,006 年の排出量は 6.2 % 増えている状況であります。世界各地で異常気象など地球温暖化が原因と思われる様々な影響が報告されております。今まさに温室効果ガス削減に向けた取り組みが最重要の一つとなっています。温暖化問題は国や企業だけの問題ではなく、私たち一人一人のライフスタイルに係る問題です。そして今一人一人のライフスタイルを見直す時期に来ているのではないのでしょうか。地球温暖化が取り上げられてから十数年、国、県、全国の市町村、企業は様々な取り組みを行って参りました。たとえばゴミ削減運動、ゴミ分別によるリサイクル運動、車のアイドリングストップ運動、レジ袋を減らすエコバック運動、また家庭においては電気、テレビなどの点けっ放しや、水道の出しっぱなしなど、無駄を無くすなどそれぞれの分野で多くの取り組みを行っている。また自然エネルギーの活用においても風力発電や太陽光発電、バイオマス、地熱発電などの取り組みも行っています。しかしながら、温室効果ガスは減らすどころか増えているのが現状です。ヒートアイランドと呼ばれている東京都内は 100 年間の間に気温が約 3 度上がりました。この都内の気温を冷ますために東京都は東京湾から風の道を作る計画を始めています。JR 東京駅に建つ高さ 60m の大丸デパートの解体が昨週から始まりました。解体が終われば皇居の森への風が通じるようになり、これによって皇居手前のビル街の風速が 3 割増すと言われます。東京の「風の道第 1 号」となる計画です。東京の平均が 3 度上がった内の 1 度が、地球温暖化 2 度が汚染熱の影響と言われます。都心を襲う豪雨の発生も無関係では無いようです。都心を冷ます風の道と共に注目されるのが緑の効果です。100ha を超える皇居の森は周辺市街地と比べ夏の温度が 2 度低い、国土交通省のビルの屋上の実験で真夏の日中、芝生を敷いた場合とタイルでは 20 度の温度差があり、屋上の緑が

冷却効果を発揮することが実証されております。東京都は東京オリンピックを目指す16年までに公立小中学校の校庭を芝生化し、樹木を100万本倍増させる計画を立てています。大阪市も大阪湾から海風を中心街に導き、都市を冷ます計画に今年初めて予算を付けました。また名古屋市では敷地面積が300㎡以上の新築の建物に10%から20%の緑地化を義務付ける法令を今年秋から執行いたします。東京、大阪、名古屋など大都市は大都市なりの温暖化対策に取り組んでいます。

私たちが住んでいる階上町は大都市とは違い、風を妨げる高いビルも無く、また階上岳の緑に囲まれた町で温室効果ガス削減に関係の無いような町に見えますが、私たちが今身近に起こる自然界の異常現象を見ても自然豊かな階上町は温暖化には関係無いなどと、言ってられる状況では無いのです。1997年に温暖化対策のために京都議定書が採択されて1999年に地球温暖化対策推進法が施行されました。それに基づきすべての自治体に温室効果ガス削減目標や削減方法を盛り込んだ実行計画を策定するよう義務付けていますが、階上町においてどのような実行計画を策定しているのでしょうか。私たちが住んでいる地球を、100年後の子供たちに安心して暮らせる地球として残すために、私たちは今出来ることをやらなければなりません。温暖化による地球環境破壊はこの地球に住む私たち一人一人の問題です。階上町として地域住民の模範となるような温室効果ガス削減計画を作り、実践していくべきであると思います。町長はこのことについて町を挙げて取り組んで行く考えは無いのでしょうか。以上で壇上からの質問を終わります。(山田議員降壇)

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長（浜谷豊美君）それでは、山田議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、1997年に採択された京都議定書において温室効果ガスの削減目標が定められ、今年度から、その第一約束期間（2008年～2012年）が始まり、その達成を図るため、各市町村においても、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画の策定が義務づけられたところであります。

本町では、地球温暖化対策として庁舎内や職員の配置する施設等において、休憩時間の窓口業務を除いた消灯、使用済用紙の裏面再使用、紙ごみ分別ボックスの設

置、クールビズ、ウオームビズ、廃棄物の減量化、ノー残業デーの実施など、まず身近で出来るところから取り組んできておりますが、実行計画については情報収集の段階であり、策定に至っていない現状にあります。

今後は、平成 21 年度を目途に、町の地球温暖化対策実行計画を策定し、目標を定め、省エネルギー対策、省資源対策、廃棄物の減量化などを推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、町民の意識高揚を図るため、協働のまちづくり事業での出前講座や広報などを通じて啓発活動を進めて参りたいと考えております。

（町長降壇）

9 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君） 答弁ありがとうございます。階上町は、今町長もおっしゃいましたように協働の町づくりを目指しています。町民も行政も、当事者意識をしっかりと持ち共に考え行動をして行く協働を前提とした町づくりです。地球温暖化対策の温室効果ガスの削減は、行政と町民が共に一緒になって、取り組んでいかなければならないと思います。

ユニークな町づくりで有名な静岡県掛川市は、温暖化対策の一つとして市を挙げてマイバック運動を展開しています。スーパーやコンビニのレジ袋を減らそうという取り組みです。この取り組みは全国の市町村や多くの企業が行っていますが、このレジ袋は日本国内全体で毎年 300 億万枚以上使われていて一人当たり年間 300 枚消費されて捨てられている。レジ袋これだけ製造するのに原油で 56 万 K L 必要です。国内で使用される 1 日分の石油に相当します。掛川市は平成 14 年 6 月からお店や消費者、行政が協力して買い物にはマイバックを持って行こうという運動を始めました。マイバック持参率 80% を目標だそうです。市民や小学生にポスターを募集をしたり、市内全域のスーパーやコンビニ、ドラックストア、商店に対してもレジ袋有料化に向けたアプローチを積極的に推進し、事業者と消費者、行政が一体となってレジ袋の削減を発信しています。階上町で温室効果ガス削減の実行計画がまだ策定されていないと言われましたがそういうのであれば、来年度に向けて掛川市などの先進地事例を参考にしながら、また宮崎県なども参考にしながら階上町独自の階上町に合った温暖化対策を町民の方々から情報を集め、町民を巻き込ん

だ形で進めていただきたいと思います。町は個人より情報が入りますので、町が中心になり広報等で色々なアイデアを募集して削減に取り組んでいただきたいと思います。今後の取り組み方を町長から町民に発信をしていただければと思います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）山田議員のご質問、ご意見にお答えしたいと思います。

国民的にも温暖化対策に対しての関心は高まってきております。町民からも広く情報を集め、意見を取り入れながら階上ならではの削減計画を作るように取り組んで行きたいと考えております。

議長（松森 蒿君）以上で9番、山田恵治君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

日程第2 認定第1号 平成19年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際、代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査報告の申し出がありますので、報告いたさせます。

代表監査委員 志民安之助君。

代表監査委員（志民安之助君）ハイ、それでは、決算審査の意見を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、町長より提出された平成19年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに証書類などについて、去る8月20日から22日の3日間に渡り審査した結果、各会計の決算及び付属書類は、適正に調整され、決算の係数は正確であり、内容についても適正なものと認めます。

しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率及び公債費比率は、かなり高くなっているので、財政の硬直化を招かないよう、収支の均衡に留意しながら合理的かつ効率的な予算計画と予算執行により、健全で適正な行財政運営に努めるよう願うものであります。

また、歳入における自主財源の根幹をなす町税については、昨年に続き徴収率の

伸びによる収入額の増収となったことは、徴収体制の強化と関係者の努力によるものと評価したい。

不納欠損額は数年減少しているものの、収入未済額は、前年度より増加の傾向となっております。

貴重なる財源の確保と納税の公平の観点からも、徴収体制をより強化し、有効な対策を講じて、徴収率の向上を図るよう切望するものであります。

なお、決算の詳細につきましては、決算審査意見書として町長に提出済みでありますので、ご参照くださるようお願いいたします。以上、簡単ですが監査の意見といたします。

平成20年9月11日、代表監査委員 志民安之助、監査委員 林貢。 以上でございます。

議長（松森 蒿君）以上で、監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）7番、鹿原章男君。

7番（鹿原章男君）町税の徴収についてお伺いいたします。

まず1点目は19年度の不納欠損額が1千17万5千295円になっていますがこの中で時効完成されたものが何件で、金額は幾らか。

2点目ですが平成19年度中に滞納処分を実施した件数が有るか、無いか。あった場合には金額は幾らか。

それから3点目、階上町税臨時滞納整理員設置条例がございます。それによる整理員の任命はされているのか、併せてお答えいただきたいと思います。

町民課長（寅谷信廣君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町民課長、寅谷信廣君。

町民課長（寅谷信廣君）不納欠損時効分でございますが時効分の件数は１７５件、８４１万２４４円となっております。滞納処分の件数ですが競売等による配当の件数は１３件、９１万８００円、訪問徴収による徴収金額は３０４件で６８４万５千３１０円、夜間納税相談等で納付件数は２２６件で４２９万１千９２０円となっております。町税の徴収員については現在、任命してございません。以上です。

７番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）７番、鹿原章男君。

７番（鹿原章男君）時効に関しては５年ということですが、例えば「５年間納めない。」ということで不納欠損になっていると思いますが、ただ、５年間納めないということは、色々理由があると思いますが、たとえば滞納処分とかにならない部分を時効で不納欠損になっている訳ですか。

町民課長（寅谷信廣君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町民課長、寅谷信廣君。

町民課長（寅谷信廣君）色々調査しまして、財産とか給与とか調査しまして、それでも差し押さえるとか、滞納処分するものが無い、資産等があれば差し押さえも出来ますが無い場合は出来ないのでは時効になって不納欠損になってしまうということです。

７番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）７番、鹿原章男君。

７番（鹿原章男君）まず、この意見書を見ますと財産は無い、死亡した、行方不明の他に時効関係とついています、そうすれば時効関係と財産無しが重複するということですか。

例えば、「５年間滞納処分をしないでそのままにしていた」という事例はないの

ですか。

納税の能力が有りながら支払の意思が無い、そういうものも含まれていますか、その点をお答え願います。

町民課長（寅谷信廣君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町民課長、寅谷信廣君。

町民課長（寅谷信廣君）納税の能力がある者は差し押さえをしたり、色々な手続きは、いたします。しかしアパート暮らしとか、財産が無くて差し押さえが出来ない、あったとしても他の債務でいっぱい効力を発しない、たとえば100万の価値しか無いのに1,000万の抵当権に入っているなど、差し押さえが不可能であればそれは「無効な差し押え」になりますのでそういうものは差し押さえできなく、時効という形になります。

7番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）7番、鹿原章男君の本件に関する発議はすでに3回に及びましたが会議規則第55条の但し書きの規定により特に発言を許します。

7番（鹿原章男君）時効完成は5年です。その間の徴収体制なども検討して見る必要があるのではないか、もう一つは整理員を任命していない理由について、ご説明を願いたい。

以上で終わります。

町民課長（寅谷信廣君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町民課長、寅谷信廣君。

町民課長（寅谷信廣君）ご指摘の通り今後、なおさら税源移譲で町民税も調定が多くなりましたので、徴収に関して新たな取り組みも今後考えて行きたいと思います。徴収員の委託でございますが過去にそういう例がありましたが委託料を払う額と

徴収金額を比較すると、そんなに収益にはならないこともございますので、現在は委託してございません。

議長（松森 蒿君）他に質疑ありませんか。

10 番（土橋信夫君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）10 番、土橋信夫君。

10 番（土橋信夫君）経常収支比率についてお伺いします。経常収支比率が平成 15 年度 85.2%、平成 19 年度 94%と、この 5 年間で 8.8%上がっていますが恐らく過去 30 年の町財政の推移の中で最も急激に上がっているこの 5 年間ではないかと思います。

毎年、監査意見書の中で硬直化されてきている、或いは将来的に非常に硬直化されることについて危惧されるという意味の意見書を添付されて、それで硬直化に気を付けてくださいと言っているにも関わらず、硬直化している。全く考慮されている節がどこにも見られない。結局、公債比率がピーク時には 23 から 24%になるだろうということですが、公共下水事業の償還が始まる年度になると現時点でのピークを迎えるのではないかと総務課長が再三言っていますが、公債比率が高くなることは取りも直さず経常収支比率が悪化する要因でもございます。ご承知のとおり経常的な収入に対する経常的な支出の差が狭ければ狭いほど弾力性が無い、それを自主財源として起債事業や補助事業をやったりする訳ですので、その幅がどんどん狭まってくると、正に硬直化、すでに硬直化して来ている。

しかも 5 年前から見ると 8.8 ポイントも硬直化してきている。それで硬直化を防ごうとすれば、一般物件費は抑えられないから人件費を抑えたりして今までもやって来っていますが、取りも直さずこのように上がってきている、これについて町長はどう言う考えを持っているのか、対策としてなにか考えているのかをお聞かせ願います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）ご指摘のように経常収支比率については増えてきております。現在の町財政の中で扶助費が非常に伸びてきていると言うようなことで、公債費を出来るだけ抑えなければという考えもございまして、起債等を出来るだけ抑えてというふうなことで、経常収支比率アップしてきて居ますが議員言われますとおり、人件費等についても、また職員の定数の適正化に向けて取り組んでいるところでもございますし、今歳入が少ない中で何とか公債費を抑えることによって、切り抜けて行きたいと思っております。とにかく財政の健全化を保つためにここ数年こういう形で乗り切りたいと考えております。

10 番（土橋信夫君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）10 番、土橋信夫君。

10 番（土橋信夫君）この監査意見書にもあるように、経常収支比率は財政構造の弾力性を判断する批評として用いられ、通常町村にあっては70％程度に収まるということが妥当だと考えられており、数値が高いほど財政が硬直化していることになるという事で目安はその辺と提示していますが、85％になるとイエローカードではないかということです。今町長が言われたように公債費を抑えるという観点から基金を取り崩して事業をやってきていて、これからの財政計画の中では基金が目減りして行くが、一般質問にもあったように公共下水道事業の元利償還金分については1億4千万程度、一般会計からの繰出しで対応するということですが、それと別に経営計画、加入率が5年も6年も計画数値を下回って事業そのものが赤字で推移すれば大変な負担になっていく訳でございまして、「しょうが無い」と静観していることではないでしょうが、5年間で8.8％増えるということは抜本的な対策をやっているのかが疑問に思う訳でございまして、扶助費が高くなっているということで、このまま行きますと大変な事態を招くことになると思います。経常収支比率をどう下げて行くか、関連する事業の収支をどう見据えていくかは、財政を預かる担当課だけでは抜本的な構造改革になっていかないのではないかと感じます。これから良い要素は中々見えてこない、もしかしたら公共下水事業が経営ベースとしてマイナスになって1億4千万一般会計からの繰出し以上の経常的な繰出し金が増えになって来る形になればもっともっと硬直化して来る訳ですので、

その辺をじっくりと、腹を据えて取り組んで頂きたいので町長から再度確認を頂きたいと思います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）公共下水道の話をされましたがこれも先ほど一般質問の中でも触れましたように今後の町財政の中では非常に大きなウエートを占めるだろうと思います。これについては以前にも質問がありましたが今後2次計画をする上で大きく見直しも迫られるのかと思っておりますので大きなウエートを占める事業運営につきましては模索して行かなければならないと思っておりますので、公共下水道事業については十分考慮しながら計画して行きたいと思っております。

議長（松森 蒿君）他に質疑ありませんか。

11 番（郷州公典君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）11 番、郷州公典君。

11 番（郷州公典君）積立基金の推移についてお尋ねいたします。平成19年度現在15億6千9百万ということですが、数年前の財政シュミレーションの中でこのまま行けば基金がゼロになるような話があった訳ですが、行政改革をした結果、現在15億6千万、これがこれからどのような推移になっていくのか、先ほど話にありました公共下水道が増えると町債の返済が増えるということですが、何年か先のシュミレーションが必要だと思いましたがどのようになっているのでしょうか。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）第1点目の従前の計画では、基金の取り崩しの状況のシュ

ミレーションではなかったかということでございますが、当初の段階で臨時財源対策債が3カ年で終わるということで、当時3億ちょっとありましたがそれはゼロだというカウントの仕方、それから交付税が年々大きく減って来ていた訳ですが、ご存知のとおり、18・19・20年の3カ年につきましては横ばいで推移した。そして臨時財源対策債については、従来通り3カ年延長ということで21年度までは確定してございます。

そして今後の見通しでございますが、決算意見書でも出ていますが、財源の依存が65%ほど占めています、国の動向等交付税が変動することによって町財政そのものも左右されてございます。町税そのものも10%程度ということでありますので今後の見通しについては、国では21年度の交付税については約3.9%減る予定で総務省の方では概算要求しているようでございますが、最終的に予算編成過程の中でどうなるのかは分かりません。今盛んに言われております格差是正ということで今年度の交付税につきましても、再生対策費ということで6千万ほど交付税が多く入ってきたこともありますので、国の財政を見なければ小さい町村の財源では今後5カ年という見通しでも、来年は3.9%減という方向でいくと思いますがそれ以降は見通しが立たない状況です。基金につきましてはここ3年間取り崩しをしないで予算編成をしている状況でございます。

11番（郷州公典君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）11番、郷州公典君。

11番（郷州公典君）来年の予算の編成ですが、階上町としての適正な基金と言うのがどれくらいなのか、指針として無いものでしょうか。私は「貯めるだけでなく、大いに活用して使うことも必要ではないか」と思いまして、19年度の繰入金の中で予算編成では合計で2億3千万、実際に使ったのは1億7千万ぐらいになっていました。これからの町の方針として、景気を良くするためにもう少しやれるのではないのでしょうか。町長の考え方をお願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）入るお金が予測されれば、そうした考えもありますが国の動向によって町の予算編成も大きく変わって来ることもございますので、その辺については慎重に活用しなければと考えております。

11 番（郷州公典君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）11 番、郷州公典君。

11 番（郷州公典君）今、国では「首相が変わるのでは」「政権が変わるのでは」と言うことで先の見通しは立っていない訳であります、少し元気な階上町を作って頂きたいと思います。

議長（松森 蒿君）他に質問ありませんか。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君）先ほど一般質問にもありましたが、町長になられてから4年後、5年後の計画が示されていない、ですからしっかりと腰を据えて「やらなければ、いけないもの絶対にやらなければならない」し、またプラスでやろうとしても財政と相談して行かなければならない、公共下水道あと5年ですが今の状態ですとどん底にきています。もうやって行けない状態に来ている訳です。基金がなければ国からの対応が全く出てこない訳です。基金と言うのはそのための基金であって、災害とか何かあった時の基金もあるので簡単に取り崩すと言うことは出来ない。先ほど町長から職員の適正化と言う話がありましたが、これは職員をまだ少なくすると言うのか、給与を見直してやると言うのか、はっきりと分かりませんでしたので説明をお願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）これは職員の定数、人数のことです。平成21年度で100名ということでございます。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8番、石川清人君。

8番（石川清人君）適正化100名、現在100名を切っているということは増やすことですか。また先ほど町長が「合理化を含めながら」というお話の中でその話が出ましたから、町長の適正ということは、職員の人数がどうなのかと尋ねた訳です。私が調べた中では現在100人を切っている「職員は大変だ」と思っています。私は前にも質問の中で言いましたが、この人口から見ますと全国の町村と比較しても職員の数が少ないのに「良く頑張っている」と私は感謝していますので、今町長から「職員の適正化」と言うことが出ましたので「また職員を少なくする」と言うことなのかを確認したいと思います。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君）今町長がお答えしたのは、私の方で進めています集中改革プランに基づきまして、最終期間が21年度でございますのでその適正化計画の中で人員については「21年度までに100人にします」と決めております。国、県の方では21年度終了後に再度計画を作るということになっております。私の方では期限が切れた段階で、この集中改革プランの在り方について再度行政改革と併せて検討して、階上町の職員の定数規模が仕事から見てどうなのか等を検討して皆さんにお知らせするという方向で進めたいと思っております。現在99名であります。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8番、石川清人君。

8番（石川清人君）ですから21年度100人、もう99名ですのでこれで「合理化とか、適正化」とかで挙げられる物では無い、すぐに削減というと人件費に行く訳です。

少し思い出して頂きたいですが、今日まで2億減を掲げてなんとか息を継いできましたが、それも職員の皆様の給与やら、様々な見直し、議員の報酬など当然3役の給与も見直しして来ています。3月に私が質問したが、その辺を踏まえて来年の3月はもう一度見直す案を出して進めているところでございます。ですからもう職員をこれ以上「うんぬん」考えないで頂きたいし、逆に無駄なことは無くさなければいけない。先ほど一般質問した3年後、5年後を見通して来年は給食センターを作る計画など、駅舎は去年持ち上がった問題ですがこれは何年ごろ、今の予算から見ればどうなのか等々、町で計画をしないとダメだと思いますのでもう一度町長にやらなければいけない部分とプラスの部分など予算を立てて出して頂きたいと思っています。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長 浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君）職員の人件費の件については、先ほど総務課長から申し上げたようにこれまでの集中改プランに基づいてやって参りました。そして現在は地方分権それから国・県からの権限移譲等が増えてきています。ですからそのことも十分踏まえて「適正化」は削減だけでなく、一方では町民サービスも求められる中で、財政の健全化も考えながら職員がしっかりした仕事ができることを考えて行かなければならないと思っています。

そう言った事で大きな事業はローリングへ盛り込んでやっておりますが、駅舎等についても組み入れ方については早い機会に考え方をまとめて、ご提示・ご協議申し上げて行きたいと思っておりますのでその節には宜しくお願い致します。

議長（松森 蒿君）他に質問ありませんか。

5番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）5番、加藤 祐君。

5番（加藤 祐君）平成15年に階上町が一つの方向性を見出して来ましたが、その中で階上町は独自で生きて行く決意を議会で議決され、そしてここまで来ました。それから6年経っておりますがその中でこのような数字が出てくるとは誰も思わないと思います。これもひとえに議会と町長始め、職員、そして地域住民が一丸となって耐えてきた結果だと考えます。私は今基金のことも感じておりますが、財政で一番危険なのは箱物と思っております。箱物一つ建てることによって、どれだけ負担になって行くのか、これは長期の負担でございます。これらは十分気をつけながら行かなければならないと認識するべきだと感じます。そしてまた、職員については「減らせばいい」と言う事だけでは無い、一般企業であれば経済動向によって、それを組み替えていかなければならない、やはり守るだけが行政では無い、守るだけの職員で無く、責めの職員でなければならぬ、やはりその経済情勢、社会情勢にどう言うプロジェクトを組んで、どう言う情報を取り入れ、そしてどう言う営業をするかということが、「これから町が活性化して行くか、行かないか、過疎化するかの分かれ目だ」と思います。ある金を無駄に使わないで、攻める時は攻める金に使う、そう言う考え方で進むべきと考えます。これからも町長を先頭にして、優秀な人材や今いる職員をどれだけ磨き上げられるかが、町長始めトップの考え方一つだと思いますのでこれからもご尽力をお願いして意見に代えさせていただきます。

議長（松森 蒿君）他に質問ありませんか。

3番（林 貢君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）3番、林 貢君。

3番（林 貢君）職員の定数の関係でございますが、定数事態は定数条例がございましてその枠内、特に集中プランの中では100名と言う定数があり、それが守られているようでございますが、特に私は副町長にお願いしたい。副町長は来年3月までと一応の期限がありますが残された半年間の中で、この定数の中での適材適所、特に役場の電気を見ていると遅くまでついているところはいつも遅くまで

ついています。ひどい時は夜1時、2時までもついている時がございます。早いところは早く消えていますので、そう言うところを副町長は身近に見ていると思いますので、その解消をご検討頂ければと思います。よろしくお願いします。

副町長（高谷清孝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）副町長、高谷清孝君。

副町長（高谷清孝君）林議員の質問を十分踏まえまして来年度の人事配置について検討させて頂きたいと思います。

議長（松森 蒿君）他に質問ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了致します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お謀りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成19年度決算は、これを認定することに決定いたしました。

この際日程第3、報告第1号 平成19年度健全化判断比率の報告についての件及び日程第4、報告第2号 平成19年度資金不足比率の報告についての件2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は9月12日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午後14時40分）

平成20年第5回階上町議会定例会

議事日程第3号

平成20年9月12日 午前10時02分開議

- 日程第1 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第2 議案第2号 階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 平成20年度階上町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第8号 平成20年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第9号 平成20年度階上町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第11号 平成20年度階上町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第10号 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第12号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 13 議案第 13 号 三八視聴覚教育協議会規約の変更について
- 日程第 14 議案第 14 号 訴えを提起することについて
- 日程第 15 議案第 15 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を
求めることについて
- 日程第 16 議案第 16 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を
求めることについて
- 日程第 17 議会案第 1 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて
- 日程第 18 議員派遣の件
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	百 目 木 和 俊 君	2 番	大 江 和 夫 君
3 番	林 貢 君	4 番	浜 谷 政 己 君
5 番	加 藤 祐 君	6 番	重 文 字 勝 義 君
7 番	鹿 原 章 男 君	8 番	石 川 清 人 君
9 番	山 田 恵 治 君	10 番	土 橋 信 夫 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	木 村 勝 彦 君	14 番	松 森 蒿 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君

町民課長 寅谷 信廣 君	保健福祉課長 上 博 文 君
産業建設課長 中 村 豊 志 君	教 育 課 長 高 橋 信 一 君
会 計 管 理 者 小 沢 勝 君	総 務 G L 田 中 昇 君
企画財政 G L 沼 沢 範 雄 君	税 務 G L 南 正 人 君
戸籍住民 G L 上 野 文 生 君	健康増進 G L 梨 子 謙 一 君
福 祉 G L 木 村 良 三 君	産業振興 G L 荻ノ沢 甚 逸 君
土木建設 G L 佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 向 達 人 君
教 育 G L 池 田 隆 君	代表監査委員 志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
 総務課総括主幹 引 敷 林 広 貴 君

開会の宣告

午前 10 時 02 分

開議の宣告

午前 10 時 02 分

議長（松森 蒿君）ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
 の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第2、議案第2号 階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 平成20年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番(郷州公典君)ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 11番、郷州公典君。

11番(郷州公典君) 町民プールについて町長にお願いいたします。平成19年度決算の中で、燃料代が480万円掛かっております。また18年度決算においても470万円というお金が使われております。平成20年度においては、多分500万から大きく超えるのではないかと思います。一般質問の中でもありましたが環境保全、省エネ等を勘案して燃料代削減の対策を考えるべきではないか。稼働日数が少ない中で、500万円ですと1日に約3万円掛かっていることになります。今後はソーラー等を利用した経費削減が必要だと思いたすがいかがですか。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) ただいまの郷州議員の質問は、決算からのご意見だと思います

が、経費の節減につきましては、費用対効果も含めまして今後検討して参りたいと思います。

議長（松森 蒿君） 他に質問ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 平成20年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第8、議案第8号 平成20年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第10、議案第11号 平成20年度階上町介護保険特別会計補正予算の件まで、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第8号 平成20年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第10、議案第11号 平成20年度階上町介護保険特別会計補正予算の件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第11、議案第10号 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件及び、日程第12、議案第12号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第10号 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件及び、日程第12、議案第12号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号 三八視聴覚教育協議会規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 三八視聴覚教育協議会規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号 訴えを提起することについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 訴えを提起することについての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を
求めることについての件を議題といたします。

お諮り致します。

本件については、質疑、討論を省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮り致します。

ただいま議題となっております議案第15号 階上町教育委員会の委員に任命
する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議あり
ませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求め
ることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第16、議案第16号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を
求めることについての件を議題といたします。

お諮り致します。

本件については、質疑、討論を省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮り致します。

ただいま議題となっております議案第16号 階上町教育委員会の委員に任命
する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議あり
ませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求め

ることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第17、議会案第1号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第1号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君。） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）町長、浜谷豊美君

町長（浜谷豊美君。） それでは閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月9日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。議員各位にはご提案申しあげました19年度決算の認定をはじめ補正予算など19件の議案につきまして慎重にご審議を尽くされ原案のとおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。議決いただきました各議案の執行にあたっては審議の過程に於いていただきましたように新たな事業の展開とそして、財政の健全化との整合性を十分考慮しなければならないと認識しております。執行に当たっては万全を期して参りたいと存じます。そのためにも議員各位のより一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたってのごあいさつといたします。有難うございました。

議長（松森 蒿君）これにて平成20年第5回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

